

2021年8月6日
株式会社東京証券取引所
株式会社日本経済新聞社

JPX 日経インデックス 400 等の算出要領の改定に関する 指数コンサルテーションの実施について

株式会社東京証券取引所及び株式会社日本経済新聞社（以下、「指数算出者」という。）は、JPX 日経インデックス 400 及び JPX 日経中小型株指数（以下、「JPX 日経インデックス 400 等」という。）の算出要領の改定について、下記のとおり指数コンサルテーションを実施します。

記

1. 提案の背景

JPX 日経インデックス 400 は、「資本の効率的活用や投資者を意識した経営観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、『投資者にとって投資魅力の高い会社』で構成される新しい株価指数」として 2014 年 1 月に算出開始し、約 7 年が経過しました。

この間も、指数算出者は様々な状況変化に応じて、算出要領の見直しを随時行ってまいりました。

また、2021 年 6 月にコーポレートガバナンス・コード¹の一部が改定され、プライム市場の上場会社においては独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任することや、会社の持続的な成長を確保する観点から、女性の活躍促進を含む社内の多様性を確保することなどが定められました。

こうした状況を踏まえ、JPX 日経インデックス 400 等の「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数とのコンセプトを更に強化することを目指し、以下の内容で算出要領を見直すことを提案します。併せて、東京証券取引所が 2022 年 4 月に適用する新たな市場区分を踏まえた所要の改正を行うこととします。

なお、評価データの可用性などを考慮しつつ、上場企業の情報開示の進展にあわせて、今後も同コンセプトの強化に資する見直しを積極的に進める方針です。

2. 提案の内容

(1) 「JPX 日経インデックス 400」の改定内容

① 最終スコア順位の決定方法

最終スコア順位の決定方法について以下のとおり変更します。

¹ 改訂コーポレートガバナンス・コードの公表（2021/6/11）
<https://www.jpex.co.jp/news/1020/20210611-01.html>

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)⑥	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE が <u>いずれも上記③の銘柄の下位 10%に該当する銘柄</u> 、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「④(c) 基準日時点の時価総額の順位スコア」が高いものを優先する。	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE が <u>負の銘柄</u> 、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「④(c) 基準日時点の時価総額の順位スコア」が高いものを優先する。

② 定期入替時における追加銘柄選定手順の見直し

定期入替時における追加銘柄選定手順について、以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)⑦(b)iii.	前項 ii によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、上記⑥の最終スコア順位が 400 位以内の未採用銘柄のうち、 <u>3年平均 ROE が高い順に 400 銘柄</u> になるまで採用する。	前項 ii によっても、銘柄数が 400 に不足する場合には、上記⑥の最終スコア順位が 400 位以内の未採用銘柄の <u>上位から 400 銘柄</u> になるまで採用する。

③ 定性スコア算定に用いる項目について

定性スコア算定に用いる項目「独立した社外取締役の選任」について、以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)⑤	<p>(項目) 独立した社外取締役・<u>女性役員</u>の選任</p> <p>(判定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の <u>過半数選任されていること。</u> <u>役員のうち、有価証券報告書の「役員の状況」に記載の情報に基づく女性役員が 1 人以上選任されていること。</u> 	<p>(項目) 独立した社外取締役の選任</p> <p>(判定基準)</p> <p>社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の 1/3 以上又は 3 人以上。ただし取締役の総数の 1/3 が 2 人に満たない場合は、2 人以上</p>

改定箇所	新	現
	(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書	(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報告書

④ 定性スコア算定項目に係るデータについて

定性スコア算定項目に係るデータについて、以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 4.(2)③	③ 「 <u>有価証券報告書</u> 」 ・ <u>女性役員の選任状況については、有価証券報告書の「役員の状況」に記載されている情報を利用する。</u>	(新設)

⑤ 母集団について

市場区分の見直しを受けて母集団を以下のとおり変更します。

改定箇所	新	現
I .指数の概要	JPX 日経 400 は、東証の <u>プライム市場、スタンダード市場、グロース市場</u> を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定参照。	JPX 日経 400 は、東証の <u>市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u> を主市場とする普通株式を母集団（ただし、これと同等なものとして算出者が特に必要と認めたものを母集団に加えることがある。）とし、時価総額、売買代金、ROE 等を基に、算出者が選定した銘柄を算出対象とする。選定項目の詳細はⅢ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定参照。
Ⅲ.JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1.(2)①i	i.普通株式 基準日時点において、東証の <u>プライム市場、スタンダード市場、グロース市場</u> に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近1年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団とする。	i.普通株式 基準日時点において、東証の <u>市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u> に上場する普通株式（重複上場外国株式については、原則として、基準日より直近1年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ）を母集団とする。

※なお、市場区分の見直しにより、JPX 日経インデックス 400 の構成銘柄に入れ替えが生じることはありません。

(2)「JPX 日経中小型株指数」の改定内容

① 最終スコア順位の決定方法

最終スコア順位の決定方法について、JPX 日経インデックス 400 と同様の手順に変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)⑦	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE が <u>いずれも上記④の銘柄の下位 10%に該当する銘柄</u> 、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「⑤(a) 3年平均 ROE の順位スコア」が高いものを優先する。	最終スコア順位は最終スコアの高い順とする。ただし、3年平均 ROE 及び直近 ROE が <u>負の銘柄</u> 、又は 3年累積営業利益が負の銘柄の順位は当該銘柄を除いて順位を付した後の後順位とする。最終スコアが同点の場合は「⑤(a) 3年平均 ROE の順位スコア」が高いものを優先する。

② 定期入替時における追加銘柄選定手順の見直し

定期入替時における追加銘柄選定手順について、JPX 日経インデックス 400 と同様の手順に変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)⑧(b)iii.	前項 ii によっても、銘柄数が 200 に不足する場合には、上記⑦の最終スコア順位が 200 位以内の未採用銘柄のうち、 <u>3年平均 ROE が高い順に 200 銘柄</u> になるまで採用する。	前項 ii によっても、銘柄数が 200 に不足する場合には、上記⑦の最終スコア順位が 200 位以内の未採用銘柄の上位から 200 銘柄になるまで採用する。

③ 定性スコア算定に用いる項目について

定性スコア算定に用いる項目「独立した社外取締役の選任」について、JPX 日経インデックス 400 と同様に変更します。

改定箇所	新	現
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1.(2)⑥	(項目) 独立した社外取締役・ <u>女性役員</u> の選任 (判定基準) ・社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の <u>過半数選任</u> されていること。	(項目) 独立した社外取締役の選任 (判定基準) 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数が取締役の総数の <u>1/3</u> 以上又は 3 人以上。ただし取締役の

改定箇所	新	現
	<p>・<u>役員のうち、有価証券報告書の「役員</u> <u>の状況」に記載の情報に基づく女</u> <u>性役員が1人以上選任されている</u> <u>こと。</u></p> <p>(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報 告書及び有価証券報告書</p>	<p>総数の 1/3 が 2 人に満たない場合 は、2 人以上</p> <p>(参照する資料) コーポレート・ガバナンスに関する報 告書</p>

④ 定性スコア算定に用いるデータについて

定性スコア算定項目に係るデータについて、JPX 日経インデックス 400 と同様に更
更します。

改定箇所	新	現
<p>Ⅲ.JPX 日経中小型株 指数の銘柄選定 4.(2)③</p>	<p>③ 「<u>有価証券報告書</u> <u>女性役員の選任状況については、有価</u> <u>証券報告書の「役員</u> <u>の状況」に記載さ</u> <u>れている情報を利用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

⑤ 母集団について

市場区分の見直しを受けて、JPX 日経インデックス 400 と同様に母集団を以下のと
おり変更します。

改定箇所	新	現
<p>I.指数の概要</p>	<p>JPX 日経中小型は、東証の<u>プライム市</u> <u>場、スタンダード市場、グロース市場</u> を主市場とする普通株式を母集団（た だし、これと同等なものとして算出者 が特に必要と認めたものを母集団に 加えることがある。）とし、時価総額、 売買代金、ROE 等を基に、算出者が選 定した銘柄を算出対象とする。選定項 目の詳細はⅢ. JPX 日経中小型株指数 の銘柄選定参照。</p>	<p>JPX 日経中小型は、東証の<u>市場第一</u> <u>部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u> を主市場とする普通株式を母集団（た だし、これと同等なものとして算出者 が特に必要と認めたものを母集団に 加えることがある。）とし、時価総額、 売買代金、ROE 等を基に、算出者が選 定した銘柄を算出対象とする。選定項 目の詳細はⅢ. JPX 日経中小型株指数 の銘柄選定参照。</p>
<p>Ⅲ.JPX 日経中小型株 指数の銘柄選定 1.(2)①i</p>	<p>i.普通株式 基準日時点において、東証の<u>プライム</u> <u>市場、スタンダード市場、グロース市</u> <u>場</u>に上場する普通株式（重複上場外国</p>	<p>i.普通株式 基準日時点において、東証の<u>市場第一</u> <u>部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ</u> に上場する普通株式（重複上場外国株</p>

改定箇所	新	現
	株式については、原則として、基準日より直近 1 年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ) を母集団とする。	式については、原則として、基準日より直近 1 年間の東証における売買代金が最大となる場合のみ) を母集団とする。

※なお、市場区分の見直しにより、JPX 日経中小型株指数の構成銘柄に入れ替えが生じることはありません。

3. 今後の日程及び手続き

日 程	手続内容
2021 年 8 月 6 日 (金) ~ 2021 年 9 月 6 日 (月)	指数コンサルティングによる意見の募集 ・意見の募集は、JPX ウェブサイトから行います。提出の際には、(1) 氏名、(2) 職業、(3) 提出者の属性及び法人・団体等の名称、(4) 連絡先 (電話番号、メールアドレス)、(5) 案件に対する意見を明記してください。
2021 年 9 月末頃 (予定)	指数算出者における最終的な意思決定 ・指数算出者は、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行います。最終的な施策については、指数算出者のウェブサイトにおいて公表します。

4. 実施時期 (予定)

本変更のうち、「⑤母集団について I. 指数の概要」については 2022 年 4 月 4 日から、それ以外については 2022 年 8 月の定期入替からそれぞれ適用します。

以 上